

2022年10月17日時点

回 答 票

| | 質問要旨 | 回答 |
|---|---|--|
| ① | コミュニティ施設参考平面図内の備品について 施設内、賑わいゾーン側の実線で記載されている長ベンチは備え付けと考えると考えて良いのでしょうか。 | よろしい。 |
| ② | コミュニティ施設参考平面図内の備品について 施設内、待合ゾーン側の実線で記載されているカウンターデスクは備え付けと考えると良いのでしょうか。 | よろしい。 |
| ③ | コミュニティ施設参考平面図内の備品について 施設内の破線で記載されているテーブルと椅子が後日相談の対象となっている備品類と考えると良いのでしょうか。 | よろしい。 |
| ④ | 田尻町として自動販売機を設置する予定はありますか。 | 予定はありません。防災用の自販機を設置する可能性はあります。 |
| ⑤ | 指定管理者が自動販売機を設置した際、1台当たりの行政財産使用料をご教示ください。 | 指定管理者が設置した場合、行政財産使用料は必要ありません。 |
| ⑥ | 完成イメージ図のように賑わいゾーンに期間限定やイベントとしてキッチンカー等の乗り入れは可能と考えると良いのでしょうか。 | よろしい。 |
| ⑦ | 賑わいゾーンにキッチンカー等を乗り入れる際には、行政財産使用料は必要でしょうか。 | 指定管理者の許可によります。 条例第7条、条例第26条及び別表施設使用料をご確認ください。 |
| ⑧ | 電話回線及びインターネット回線は田尻町で用意していただけるのでしょうか。 | 建物において空配管まで設置しております。引込線及び契約については指定管理者でご準備ください。 |
| ⑨ | 機械警備の配線が隠ぺいできない場合は露出しても問題ないのでしょうか。 | 原則、隠蔽とする。露出の場合は協議とする。 |

| | | |
|---|--|---|
| ⑩ | 機械警備関係の事前現地確認調査は、いつ頃から可能になるのでしょうか。 | 現在の工事の工期末は3月17日までとなっております。指定管理者については12月議会で指定議決後に現地を確認することは可能です。 |
| ⑪ | 指定管理者としてR5年4月より管理運営を開始する場合4月1日には機械警備は完成状態で開始させていただきたく。3月末までに工事完了を希望しますが可能でしょうか。 | 12月議会で指定議決後に協議をさせていただきます。 |
| ⑫ | 防災上の一時避難所に指定される可能性はありますでしょうか。 | 現在のところありませんが、帰宅困難者の待機場所になる可能性があります。 |
| ⑬ | 運営上の禁止事項や注意事項等があればご教示をお願いします。 | 募集要項等に記載されている内容以外については、現在のところ特に禁止事項、注意事項はありません。内容によっては協議を行います。 |
| ⑭ | 今後、水光熱費が高騰した場合は、指定管理費の見直し等の対応はして頂けるのでしょうか。ご教示をお願いします。 | リスク分担表により物価の変動に伴う経費の増については指定管理者の負担となっております。 |
| ⑮ | 開館時間は午前8時から午後6時までで、開館、閉館の鍵の開け閉めは実施しますが、無人となる時間帯があっても良いのでしょうか。 | 指定管理者としての責務の中で対応をお願いします。 |
| ⑯ | 待合室の壁掛けテレビは田尻町側で設置頂けるとの理解で宜しいでしょうか、また、テレビ受信料契約等についても田尻町側でされるとの理解で宜しいでしょうかご教示ください。 | テレビの設置については協議によります。テレビ受信料契約等については、指定管理者で契約をお願いします。 |
| ⑰ | キッチンスペースにある収納棚 IH コンロ、ロッカー等については田尻町側で用意されるとの理解で宜しいでしょうか。 また、以前のサウンディング時の資料には冷蔵庫の設置があったように思いますが、田尻町側でご用意いただけるという理解で良いのでしょうか。 | 収納棚、IHコンロ、ローカーは設置します。 冷蔵庫の設置はありません。 |
| ⑱ | キッチンスペースのシンクですが、2槽シンクで設置されることで間違いありませんでしょうか。 | 2槽シンクです。 |

| | | |
|---|--|---|
| ⑱ | 待合室のエアコンについても田尻町側で用意されるとの理解で宜しいでしょうかご教示ください。 | よろしい。 |
| ⑳ | 休館日の欄に公衆用トイレについては無休との記載がありますがこれはコミュニティ施設に隣接しているバリアフリートイレを指しているのでしょうか。 もし、そうであればバリアフリートイレを年中無休で開けておく必要があるのであれば、機械警備から除外することになりますが問題はないのでしょうか | 公衆用トイレはバリアフリートイレを指しています。バリアフリートイレについては機械警備不要です。 |
| ㉑ | 自動販売機以外で待合室に自主事業で使用するものを設置した場合は行政財産目的外使用料を払う必要があるのでしょうか、それとも無償でOKなのでしょうかご教示ください。 | 指定管理者が設置した場合、行政財産使用料は必要ありません。 |
| ㉒ | 募集要項 P2 のところに機械警備については指定管理者で手配するとの記載がありますがこの意味は手配のみ指定管理者が行い、工事契約や支払いについては田尻町側で行うのでしょうか、それともすべて指定管理者負担となるのでしょうかご教示ください。 | すべて指定管理者で行っていただきます。 |